

鳥取市保育所施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市保育所施設整備費補助金(以下「本補助金」という。)について、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、社会福祉法人及び学校法人が行う保育所施設の整備に対して補助金を交付することにより、保育所施設の整備を促進し、もって児童福祉の向上に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 本補助金の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、市内において児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設を設置し、運営する社会福祉法人及び学校法人とする。

前項の規定に関わらず、小規模保育設置促進事業の場合は法人格を有する者とする。ただし、政治的な目的で結成された法人を除くものとする。

(補助対象事業及び経費)

第4条 本補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象者が本市内において行う保育所の新設、増改築、大規模修繕等及び整備を行う場合であって、かつ国又は県の補助対象事業として承認を受けたものとする。

2 本補助金の対象となる経費は、前項に定める補助対象事業に要する経費とし、別表第1欄の補助対象事業の区分に応じて同表第2欄に掲げるものとする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、別表第1欄の補助対象事業の区分に応じて同表第3欄に掲げる算定方法で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付の手續)

第6条 本補助金の交付に関する手續については、規則に定めるところによるものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

(実績報告)

第8条 規則第12条に定める実績報告は、補助事業の完了日又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と、補助事業の完了日が属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(財産の処分制限)

第9条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）とする。

2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
- (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

(収益納付)

第10条 本補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があった日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、市長がその全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、健康・子育て推進局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行し、平成18年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年11月20日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年2月13日から施行し、平成28年度の補助事業から適用する。

別表（第4条、第5条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 補助金の算定方法
1 国庫補助 対象事業	<p>(1) 国庫補助対象の承認を受けた施設整備事業について、市が間接補助する場合における当該国庫補助金</p>	<p>当該施設整備事業に係る国庫補助を市が間接的に受け入れる場合においては、国庫補助額に10分の10を乗じて得た額</p>
	<p>(2) 平成28年度保育所等整備交付要綱（平成28年9月9日付厚生労働省雇児0909第6号厚生労働事務次官通知。以下「保育所等整備交付要綱」という。）別表に掲げる経費</p>	<p>ア 各事業の保育所等整備交付要綱に定める基準により算出した額の合計に2分の3を乗じた額を交付基準額とする。 イ 各事業の保育所等整備交付要綱別表に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金等の収入を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計を補助対象経費とする。 ウ アとイの額を比較していずれか少ない方の額に4分の3を乗じた額を交付額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てものとする。</p>
	<p>(3) 平成28年度保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（平成28年12月22日付厚生労働省発雇児1222第1号厚生労働事務次官通知。以下「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」という。）の別表に掲げる経費。ただし、同表の第2欄に掲げる基準額を限度とする。</p>	<p>ア 各事業の保育対策総合支援事業費補助金交付要綱に定める基準により算出した額の合計を交付基準額とする。 イ 各事業の保育対策総合支援事業費補助金交付要綱別表に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金等の収入を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計を補助対象経費とする。 ウ アとイの額を比較していずれか少ない方の額に4分の3を乗じた額を交付額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>

	<p>(4) 国庫補助対象事業の承認を受けた施設整備事業に係る借入金に対する元利償還金</p>	<p>国庫補助対象事業の承認を受けた施設整備事業に係る借入金に対する元利償還金については、国庫補助額に4分の3を乗じて得た額を限度とする借入元金額及び利息の額</p>
<p>2 県補助対象事業</p>	<p>(1) 鳥取県安心こども基金特別対策事業補助金交付要綱（平成21年11月16日付第200900079459号鳥取県福祉保健部長通知）別表2の第1欄の1 保育所緊急整備事業の第3欄に掲げるアの経費とする。ただし、同事業の第4欄において算定された（ア）の基準額の合計を限度とする。</p>	<p>①保育所の新設、増改築の場合 ア 補助対象経費に4分の3を乗じて得た額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 イ 総事業費から寄付金等の収入を控除した額が左記の上限額を超過する場合には、市長が認める額をアの額に加算する。 ②保育所の大規模修繕等の場合 補助対象経費に4分の3を乗じて得た額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>
	<p>(2) 鳥取県安心こども基金特別対策事業補助金交付要綱（平成21年11月16日付第200900079459号鳥取県福祉保健部長通知）別表1の第1欄の5 小規模保育設置促進事業の第3欄に掲げる経費とする。ただし、同事業の第4欄において算定された基準額の合計を限度とする。</p>	<p>① 賃借料 補助対象経費に4分の3を乗じて得た額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 ② 既存施設の改修の場合 補助対象経費に4分の3を乗じて得た額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>